

固定資産課税台帳等の閲覧について

①、②、③に該当する方・・・「名寄帳兼賦課簿」を取得できます

④、⑤、⑥、⑦に該当する方・・・「課税台帳登録事項証明書」を取得できます

閲覧を申請できる方		申請に必要なもの	手数料	窓口
①	納税義務者本人（1月1日現在の所有者）	I ・運転免許証、保険証などで本人確認ができるもの（所有者が法人の場合は、さらに、申請書に代表者印が必要です）	年度ごとに 200円（注1）	税制課 TEL 042- 620-7218
②	①の方の相続人	II ・①の方と②の方との相続関係がわかる書類（コピー可） ・運転免許証、保険証などで本人確認ができるもの		
③	①②の方から委任されている方	III ・①②の方からの委任状 ・運転免許証、保険証などで本人確認ができるもの ※②の方から委任されている場合は、IIに掲げる書類も必要です		
④	八王子市内の土地や家屋を有償で借りている方	IV ・賃貸借契約書または登記事項証明書（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）（コピー可） ・運転免許証、保険証などで本人確認ができるもの	同一納税義務者につき土地 5筆・家屋 5棟ごとに 200円 （土地と家屋は別々に計算します） ※申請時には、地番・家屋番号を指定してください。	
⑤	④の方の相続人	V ・④の方と⑤の方との相続関係がわかる書類（コピー可） ・IVの賃貸借契約書または登記事項証明書 ・運転免許証、保険証などで本人確認ができるもの		
⑥	④⑤の方から委任されている方	VI ・④⑤の方からの委任状 ・運転免許証、保険証などで本人確認ができるもの ※④⑤の方から委任されている場合は、IV・Vに掲げる書類もそれぞれ必要です。		
⑦	固定資産を処分する権利を持つ方 ・所有者（1月2日以降に所有権を得た方） ・破産法第74条規定の破産管財人、第91条第2項規定の保全管理人 ・会社更生法第30条第2項規定の保全管理人、第42条第1項規定の管財人 ・預金保険法第77条第2項規定の金融整理管財人 ・農水産業協同組合貯金保険法第85条第2項規定の管理人 ・保険業法第242条第2項規定の保険管理人 ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第11条第2項規定の金融整理管財人 ・民事再生法第64条第2項規定の管財人、第79条第2項規定の保全管理人 ・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第32条第2項規定の承認管財人、第51条第2項規定の保全管理人	VII ・運転免許証、保険証などで本人確認ができるもの ・登記事項証明書 ・売買契約書 ※裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿の登記事項証明書など権利を示す関係書類が必要です		

（注1）現年度分（課税資産明細書）は無料です。